

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定に基づく事由並びに財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限を定める件」について

令和2年6月12日
経済産業省製造産業局化学物質管理課

1. 題名

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定に基づく事由並びに財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限を定める件」について

2. 趣旨

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正し、災害その他やむを得ない事由がある場合には、下記の期限についての延長措置を講じる。また、告示において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度における延長期限を定める。

- ・ 第一種指定化学物質等取扱事業者の事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出
- ・ 対応化学物質分類名への変更又は対応化学物質分類名の維持の請求

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、公益上緊急に省令の改正及び告示の制定の必要があり、30 日以上の意見提出期間を定めた意見公募を行うことが困難であったため、行政手続法第三十九条第四項第一号に基づき、意見の募集を行いませんでした。